

# 新型コロナウイルス感染症の対策について

この度の新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、沖縄県は保健医療体制の強化に全力で取り組んでおります。  
 沖縄県が抱える特殊事情を考慮の上、国の緊急対策と連動し、各領域における影響を把握しながら県の対策を迅速に切れ目なく進めていきます。

## ①相談窓口(コールセンター)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談  
**098-866-2129** (24時間対応)

## ②感染拡大を防ぐために

●発熱や風邪の症状がある

→学校や会社を休み、外出を控えてください

●換気が悪い場所、人が集まって過ごす場所

→感染のリスクが高くなります  
 集団で集まることは避けてください

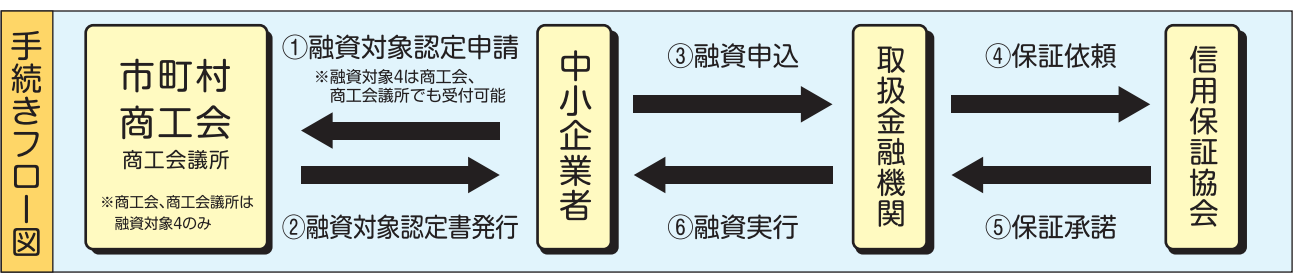
## ③その他

### 中小企業の皆さまへ

### 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する 中小企業セーフティネット資金の適用について

県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4(災害等被害対応貸付)、融資対象5(セーフティネット保証4号のみ)、融資対象6(危機関連保証)の取扱いを下記のとおり行います。

- 融資対象者** 事業歴が1年以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等
- 融資対象となる地域** 沖縄県内の全市町村
- 資金使途** 災害等被害対応に係る事業資金
- 融資限度額** 運転・設備併せて3,000万円(融資対象4は一般保証枠適用、融資対象5,6は一般保証枠と別枠の保証枠を適用)
- 融資期間** 運転7年(据置1年)、設備10年(据置1年)
- 融資利率** 融資対象4:0.90%、融資対象5,6:0.80%
- 保証料率** 0%(保証料については県が全額負担致します)
- 金融機関への融資申込期間** 令和2年2月3日から(設備資金は令和2年3月18日から)
- 融資申込みの方法**
  - 融資対象4** 市町村長若しくは商工会会長(商工会議所会頭)から融資対象認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
  - 融資対象5,6** 市町村長から認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
- 取扱金融機関** 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



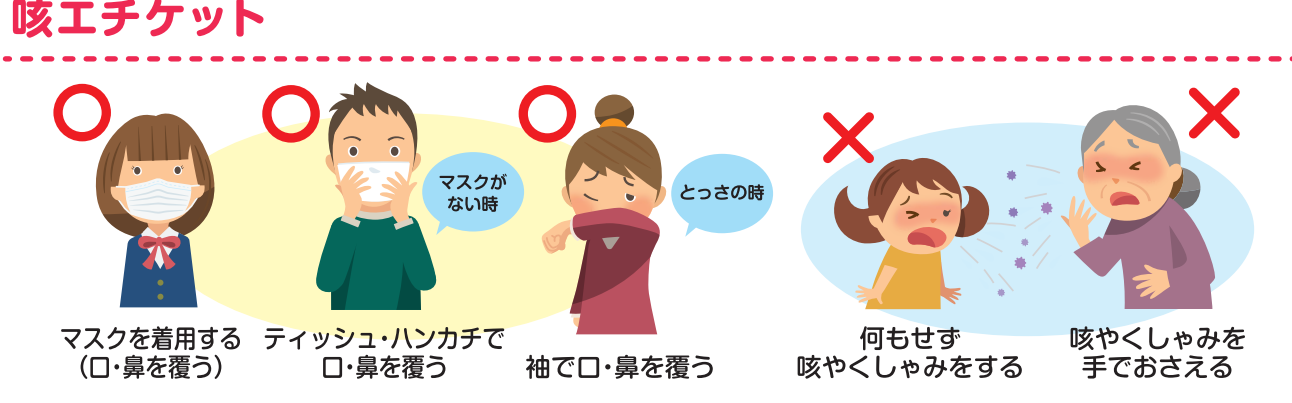
【問合せ先】 沖縄県商工労働部中小企業支援課(金融班)  
 電話:098-866-2343 FAX:098-861-4661  
 ※最寄りの市町村商工担当課、商工会若しくは商工会議所でも相談可能です。  
 ※商工会、商工会議所に会員加入してなくても相談可能です。

### 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立相談窓口では、生活困窮者の相談を幅広く受け付けています。新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により家計や仕事、住まい等について困りごとや不安を抱えている方は、お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関にご相談ください。

【相談窓口】 お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関  
 ※沖縄県ホームページに自立相談支援機関の一覧を掲載しています。  
 【お問合せ】 沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班  
 電話:098-866-2428 又は、各市生活困窮者自立支援制度担当課

### ～感染症対策へのご協力をお願いします～



### 雇用・労働に関する相談窓口について

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・労働の問題について相談したい方は、下記の1～4の相談窓口までお問い合わせください。

- 【相談例】 労働者の方/賃金等労働条件に関する相談。退職、解雇労働条件引き下げに関する相談等。事業主の方/労務管理(賃金の支払い、休業手当の支給、助成金の活用等)に関する相談等。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口(労働者・事業主向け)**  
 開設場所: 沖縄労働局雇用環境・均等室(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)  
 電話: 098-868-6060 開設時間: 8:30～17:15(土・日・祝日除く)
  - 一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の助成(雇用調整助成金)に関する相談窓口(事業主向け)**  
 開設場所: 沖縄労働局職業対策課(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)  
 電話: 098-868-3701(令和2年4月以降は、098-868-1606)  
 開設時間: 8:30～17:15(土・日・祝日除く)
  - 沖縄県女性就業・労働相談センター(労働者・事業主向け)**  
 開設場所: 労働相談窓口(那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内)  
 電話: 0120-610-223(フリーダイヤル)  
 開設時間: 9:00～19:00(日・祝日除く)
  - グッジョブ相談ステーション(事業主向け)**  
 開設場所: 雇用に関する相談窓口(那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内)  
 電話: 098-941-2044  
 開設時間: 9:00～17:00(土・日・祝日除く)

### 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の 特例貸付の実施について

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象に以下のとおり特例貸付を実施します。

	緊急小口資金 ※主に休業された方向け	総合支援資金(生活支援費) ※主に失業された方向け
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	10万円以内 (特に必要と認められる場合20万円以内)	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間: 原則3月以内(最長12月まで延長可)
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
保証人	不要	不要

【相談窓口】 お住まいの市町村社会福祉協議会の生活福祉資金相談係  
 【お問合せ】 沖縄県社会福祉協議会  
 電話098-887-2000 及び各市町村社会福祉協議会